

大分合同新聞 > 論説 > 受動喫煙対策 自民が厚労省に歩み寄れ [論説]

## 受動喫煙対策　自民が厚労省に歩み寄れ

[Facebook おすすめ 0](#) [Twitter ツイート](#)

2020年の東京五輪・パラリンピックに向けて受動喫煙防止策を強化する健康増進法改正案が、骨抜きにされようとしている。厚生労働省が喫煙できる飲食店の面積を大幅に緩和する新たな案をまとめ、自民党と調整しているためだ。この案では健康被害は防げない。自民党こそ厚労省に歩み寄るべきである。

厚労省の新たな案は、飲食店は専用の喫煙室を除いて原則禁煙だが、店舗面積150平方メートル以下なら店の判断で喫煙可とする。ただし新規開業や大手チェーンの店舗では喫煙を認めず、既存店舗に限定する臨時措置と位置付けている。

厚労省が今年3月に公表した当初改正案の「30平方メートル以下のバーやスナック」に限る内容から大幅に後退した。自民党は当初案に反発して150平方メートル以下の飲食店に喫煙を認める対案を示したが協議が決裂したため、厚労省が自民党案に近い線まで譲歩した形だ。

厚労省は来年の通常国会に改正案を提出して改正法を成立させたいと考え、東京五輪前の20年4月からの施行を目指している。厚労省は自民党と早期の合意を図るために妥協が必要と判断したとみられるが、医師会や患者団体からはより厳しい喫煙規制を求める声が出ている。

新たな案の最大の問題は、店舗面積150平方メートル以下では家族客が訪れる店が多く含まれ、受動喫煙による健康被害が子どもにまで広く及ぶことだ。従業員の健康被害も当然、拡大する。この案を基に改正法が成立するなら、全くのざる法と言わざるを得ない。

世界保健機関（WHO）によると、受動喫煙防止の有効な対策は屋内の全面禁煙しかなく、分煙や喫煙室に完全な効果はない。厚労省の当初案すらWHOの基準に達していないのだ。自民党の対案はもちろん、厚労省の新たな案も論外である。

公共の場での屋内全面禁煙を法律で定めている国は世界に約50カ国ある。日本はようやく屋内禁煙を検討している段階で、受動喫煙対策に関するWHOの評価は4段階で最低レベルだ。

加えて20年の東京五輪を考えれば、国際基準に程遠い緩やかな対策は許されない。WHOと国際オリンピック委員会（IOC）はたばこのない五輪を目指すことで合意し、08年以降の五輪開催国では罰則を伴う喫煙規制が導入されている。

自民党や飲食店業界が厳しい喫煙規制に反対する理由は、客が減るという心配だが、禁煙で経営に影響が出たという調査結果はほとんどない。反対にたばこの煙を嫌う客が増える効果が期待できるだろう。喫煙者からは、たばこを吸える場所が少なくなるという反対論があるが、屋外に公共の喫煙所を拡充することで対応できる。

東京都は飲食店など多数の人が利用する施設を原則屋内禁煙とする罰則付きの受動喫煙防止条例を制定する方針だが、これは都民だけではなく国民全体の健康の問題である。政府は都を範として厚労省の当初案に沿って改正法成立を目指すべきだ。そのためには自民党が譲歩する必要がある。党内の規制推進派の力に期待したい。



医師会や患者団体からはより厳しい喫煙規制を求める声が出ている

